

平成27年度
公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県

1 平成27年度公共事業再評価結果（県事業） 1

農林水産部の取り組み

林道事業の対応方針について 4

県土整備部の取り組み

道路事業の対応方針について 6

河川事業の対応方針について 8

街路事業の対応方針について 10

企業庁の取り組み

水道施設整備事業の対応方針について 12

2 平成27年度公共事業事後評価結果（県事業） 14

農林水産部の取り組み

かんがい排水事業について 16

湛水防除事業について 18

県営地域水産物供給基盤整備事業について 19

県土整備部の取り組み

砂防事業について 22

港湾改修事業について 23

海岸事業について 24

街路事業について 25

1 平成27年度公共事業再評価結果（県事業）

本年度は、表－1のとおり県事業12事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いいたしましたところ、12事業すべてにおいて「継続」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として3頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、取組を進めていきます。

平成27年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表－1）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	林道事業	波留相津線	松阪市	H10	③	継続	継続
2	道路事業	一般国道477号 西浦バイパス	四日市市	H18	②	継続	継続
3	道路事業	一般県道一志出家線 中川原橋	津市	H18	②	継続	継続
4	道路事業	一般国道368号 仁柿峠バイパス	松阪市	H2	③	継続※	継続
5	道路事業	一般国道422号 八知山拡幅	大台町	H7	③	継続	継続
6	道路事業	一般国道167号 鵜方磯部バイパス	志摩市	S61	③	継続	継続
7	道路事業	主要地方道磯部大王線 志島バイパス	志摩市	H18	②	継続	継続
8	道路事業	一般国道422号 三田坂バイパス	伊賀市	H8	③	継続	継続
9	道路事業	一般国道368号 大内拡幅	伊賀市	H18	②	継続※	継続

番号	事業名	箇所名	市町名	採択 年度	再評価 理由	答申	対応 方針
10	広域河川 改修事業	二級河川相川	津市	H22	③	継続	継続
11	街路事業	近鉄名古屋線川原町駅付近 (連続立体交差)	四日市市	H18	②	継続	継続
12	水道施設 整備事業	北中勢水道用水供給事業	桑名市ほか 5市4町	H5	③	継続	継続

再評価理由： ①業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 ②事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 ③再評価実施後一定期間が経過している事業
 ④社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

農林水産部の取り組み（再評価）

林道事業の対応方針について

[農林水産部]

1 再評価審査対象事業

林道事業 1番 ^{はるあいづせん}波留相津線

2 委員会意見

平成27年8月21日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、1番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3 林道事業の背景

林道事業は、森林施業の効率化や収益性の向上、森林機能の増進を目的として、森林施業の基盤となる林道を整備する事業です。

波留相津線は、松阪市飯南町の波留地区と相津地区の集落間を連絡する骨格的な林道であり、森林資源の有効活用や森林施業の促進による公益的機能の発揮のため、効率的な森林施業・生産・流通を図ることを目的として整備を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

森林資源の有効活用や森林施業の促進による公益的機能の発揮のため、早期の事業完成を推進する必要があります。

5-2 課題の解決方針

当該事業は国庫補助事業で進めており、十分な予算措置がなされるよう国に要望しながら必要な予算の確保に努め、早期完了に努めてまいります。

県土整備部の取り組み（再評価）

道路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

道路事業	2番	一般国道477号	西浦 ^{にしうら} バイパス
	3番	一般県道一志 ^{いちしでや} 出家線	
	4番	一般国道368号	仁柿 ^{にがきとうげ} 峠 ^{やちやま} バイパス
	5番	一般国道422号	八知 ^{やちやま} 山 ^{やちやま} 拡幅
	6番	一般国道167号	鵜方 ^{うがたいそべ} 磯部 ^{うがたいそべ} バイパス
	7番	主要地方道磯部 ^{いそべだいおう} 大王 ^{しじま} 線	志島 ^{しじま} バイパス
	8番	一般国道422号	三田坂 ^{みたさか} バイパス
	9番	一般国道368号	大内 ^{おおうち} 拡幅

2 委員会意見

平成27年8月11日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会の結果、5番、8番、9番について「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただき、続いて、平成27年8月21日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会の結果、3番、6番、7番についても「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、平成27年9月29日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番、4番について「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

9番については「渋滞緩和効果について、より現実的でわかりやすい説明をされたい。」との意見を、4番については「事業期間が長期にわたることから、事業期間の短縮とコスト縮減を図り、事業の早期完成に努められたい。」との意見をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は、地域の生活、産業、観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、主要幹線道路にアクセスする道路、緊急時・災害時に対応できる道路や、地域の課題やニーズに的確に対応する道路について、計画的な整備に努めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

- ・今回の再評価対象事業は、地域間の連携機能の充実や異常気象、災害時における孤立の防止や幅員狭小区間の解消など、安全で円滑な交通を確保するものであることから、確実な整備の推進が必要です。
- ・事業説明においては、事業効果をより明確に説明するとともに、渋滞緩和効果をより分かりやすく説明する必要があります。また、事業期間が長期にわたる事業は、事業期間の短縮とコスト縮減を図る必要があります。

5-2 課題の解決方針

- ・事業説明においては、事業効果をより明確に説明するとともに、より現実的で分かりやすい様に工夫した説明に努めます。
- ・新技術の採用を積極的に検討するなど、事業期間の短縮やコスト縮減に努めます。
- ・今後も引き続き市町や関係機関との連携を図り、事業の早期完成に努めます。

河川事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

河川事業 10番 二級河川^{あいかわ}相川

2 委員会意見

平成27年9月29日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、10番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3 河川事業の背景

三重県は日本でも有数の多雨地域であるとともに、台風が常襲する地域であることから、近年では平成23年の紀伊半島大水害や平成25年の台風18号などにより県内各地で浸水被害が発生しています。

しなしながら、三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は平成26年度末時点で約39%と低く、浸水被害を軽減するため、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。

このため、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害の軽減を目指して事業を継続していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

10番の相川広域河川改修事業につきましては、下流部において合流する天神川と一体となって整備を行っています。

平成27年度までに、相川の河口部から天神川合流点までの右岸側について、堤防の改修を完了しました。引き続き上流の改修を進める予定です。

しかしながら、事業完成までには多大な事業費と時間を要することから、早期に事業効果を発現させる必要があります。

5 - 2 課題の解決方針

現在は、概ね30年間で整備する内容をとりまとめた「河川整備計画」に基づき事業を実施しており、引き続き、平成51年度の完成を目標に、天神川合流点から上流の区間において、橋梁の架け替えや河川の拡幅などを実施します。

原則として、下流から上流に向けて順次整備を進めることとしており、用地買収が完了している中流部の改修を進めるなど、早期に事業効果が発現できるように努めてまいります。

また、公共工事間において、現場発生残土を有効利用するなどコスト縮減に努めます。

街路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

街路事業 11番 きんてつなごやせんかわらまちえきふきん れんぞくりたいこうさじぎょう 近鉄名古屋線川原町駅付近（連続立体交差事業）

2 委員会意見

平成27年9月29日に開催された第4回三重県事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

近鉄名古屋線川原町駅付近連続立体交差事業は、川原町駅付近において鉄道を高架化することにより、4箇所の踏切を除去し、都市内交通の円滑化を図るとともに、鉄道により分断された市街地の一体化による都市の活性化を図ることを目的として、事業を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

本事業は、川原町駅付近において踏切部で人と車が輻輳し非常に危険な状況であることや鉄道により地域が分断されまちづくりの支障となっていることから、四日市市や地域住民から早期整備が望まれています。

5-2 課題解決の方針

今後の事業執行については、引き続き四日市市や近鉄との連携を図り、早期完成に向け計画的で効率的な事業執行に努めます。

企業庁の取り組み（再評価）

水道施設整備事業の対応方針について

[企業庁]

1 再評価審査対象事業

水道施設整備事業 12番 ほくちゅうせいすいどうようすいきょうきゅうじぎょう 北中勢水道用水供給事業

2 委員会意見

平成27年7月14日に開催された平成27年度第1回三重県公共事業評価審査委員会及び平成27年8月21日に開催された平成27年度第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、12番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3 水道施設整備事業の背景

三重県の水道事業は、水源開発の減少、膨大な開発コストを伴う財政負担、水源水質の悪化など、市町単独での水源確保が困難な状況であることから、水道を広域的に整備することにより、適正かつ合理的な水利用を図るとともに水道事業体の経営基盤を強化し、将来にわたり水道水の安全性と安定供給を確保するため、各受水市町からの要請を受けて県営で水道用水供給事業を実施しています。

県北部広域圏（北勢、中勢地域）においては、市町からの要請に基づき、県が北部広域圏広域的水道整備計画を策定し、北中勢水道用水供給事業として、当該計画に基づき、長良川河口堰に水源を求め、北勢地域の4市4町と中勢地域の2市を対象に、施設整備を行っています。

計画区域における水需要は、今後、漸減傾向にあるものの、市町水道事業では、自己水源機能の低下や施設の老朽化、近年の少雨化傾向、災害発生時の安定供給などの様々な観点から水源の多重化が求められており、県営水道用水供給事業の果たす役割は今後重要です。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が認められたことから、浄水場の整備や取水・導水施設の整備に向けて、計画的に事業進捗を図ることとします。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

人口減少社会の到来や節水型機器の普及等に伴い水需要が低迷し、水道料金収益の減少

が予測され、一方では、高度経済成長期に建設された水道インフラの大規模な更新時期を迎え、受水市町水道事業とともに県営水道用水供給事業においても、非常に厳しい経営環境が継続することが推測されます。また、本事業における取水・導水施設の整備にあたっては、綿密な事前調整が必要であり、受水市町や地元関係機関との連携を密にしていく必要があります。

5-2 課題の解決方針

県営水道用水供給事業における今後の更新需要の見通し及び財政収支の見通しを把握するためにアセットマネジメントを実施し、県環境生活部とともに受水市町水道事業における将来の水需要を精査しながら、機器更新や施設改良の計画を検討し、中長期的な経営計画を策定していきます。

また、本事業における今後の施設整備については、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、計画的かつ効率的な事業執行に努めていきます。

2 平成27年度公共事業事後評価結果（県事業）

本年度は、表－2のとおり県事業9事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、9事業すべてについて「了承」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な事後評価に努め、公共事業が一層、効率的で効果的となるよう、事業計画等に反映させながら、取組を進めていきます。

平成27年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表－2）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	かんがい排水事業	鈴鹿川沿岸地区	鈴鹿市、 四日市市	H4	H21	了承※	各部の 取組の とおり
502	湛水防除事業	西黒部地区	松阪市	H4	H21	了承※	
503	県営地域水産物 供給基盤整備事業	舟越	鳥羽市	H6	H21	了承※	
504	県営地域水産物 供給基盤整備事業	神島	鳥羽市	H6	H21	了承※	
505	砂防事業	庵座谷川	菰野町	H13	H22	了承	
506	港湾事業	津松阪港 (贄崎地区)	津市	H14	H22	了承	
507	海岸高潮対策事業	木本港海岸	熊野市	H4	H23	了承	
508	海岸高潮対策事業	御浜地区海岸	御浜町	S62	H22	了承	
509	街路事業	相川小戸木橋線	津市	H9	H22	了承※	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

農林水産部の取り組み（事後評価）

かんがい排水事業について

[農林水産部]

1 事後評価審査対象事業

かんがい排水事業 501番 ^{すずかがわえんがん} 鈴鹿川沿岸地区

2 委員会意見

平成27年10月23日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、501番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今後、事業効果がより発現され地域の農水産業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい。」との意見をいただきました。

3 かんがい排水事業の背景

かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる農業用水の確保、水利用の安定化・合理化、土地利用の高度化等を図るため、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行うことにより、農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保、ならびに農業の有する多面的機能の発揮を図ることを目的としています。

鈴鹿川沿岸地区は近年、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題、さらには経年変化による施設の老朽化に伴う漏水等、施設の維持管理にも苦慮していました。

こうしたことから、用水路のパイプライン化等の施設整備を行うことで、水管理の省力化や生産コストの低減を図り、農業生産性の向上や農業経営の合理化に繋げることで、優良農地を適切に維持・保全し、安全・安心な食料の生産を確実に実現していくことを目的として、事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

- ・現在、農業就業人口は減少するとともに、65歳以上の占める割合が増加しており、農家の高齢化の進行や、後継者不足が懸念されています。
- ・農家数の減少などにより、農業者だけで農地や農道、用排水路の維持管理が困難な状況となっています。

4-2 課題の解決方針

- ・水資源の効率的な利用や水管理の省力化につながる用水路のパイプライン化を進める

ことにより、担い手農家の育成と農地の集積を促進し、安定的な農業経営ができるよう支援していきます。

- ・農業用施設の維持管理を農家のみならず、非農家も含めた活動とするため、農地や、農業用施設、農村環境の保全向上を図る「多面的機能支払制度」の積極的な活用を支援していきます。

湛水防除事業について

[農林水産部]

1 事後評価審査対象事業

湛水防除事業 502番 ^{にしくろべ}西黒部地区

2 委員会意見

平成27年10月23日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今後、事業効果がより発現され地域の農水産業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい。」との意見をいただきました。

3 湛水防除事業の背景

湛水防除事業は、排水条件が悪化した地域を対象に排水施設の再整備を行う事業であり、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図っています。

西黒部地区は、昭和44年から52年に湛水防除事業により高須排水機場を新設し、湛水被害の解消を図ってきましたが、近年の金剛川の本川支川における流域の開発及び都市化により流出量が増大することで河川水位が上昇し、流域下流に位置する本地域では排水障害が生じ湛水被害がでていたため、本事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

南海トラフ地震発生の危険性が年々高まってきており、地震後にも排水機能が確保できるように、排水機場の耐震化を進める必要があります。

4-2 課題の解決方針

現在、既設の排水機場についての耐震調査を進めており、耐震対策の必要な排水機場については、早急に耐震対策を進めていきます。また、事業の計画時においては、防災効果の向上はもとより、担い手の確保につながるような防災事業の実施に努めてまいります。

県営地域水産物供給基盤整備事業について

[農林水産部]

1 事後評価審査対象事業

県営地域水産物供給基盤整備事業 503番 舟越^{ふなこし}
504番 神島^{かみしま}

2 委員会意見

平成27年10月23日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

また、あわせて「今後、事業効果がより発現され地域の農水産業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい。」との意見をいただきました。

3 地域水産物供給基盤整備事業の背景

地域水産物供給基盤整備事業は、地域における水産物の生産及び流通機能の強化を図ることを目的としています。

舟越漁港は、答志漁港において台風や大型低気圧が来襲した場合には、漁港内で多重係留となり、漁船は安全に係留することが困難なため、鳥羽市本土まで避難することを余儀なくされてきました。また、島内の漁港では漁業利用する用地が不足しているなど、漁業活動に支障を来していました。

そのため、外郭施設の整備を行うことにより荒天時における島内漁船の避難場所の確保や、漁業活動に必要な係留施設や島内生産物の加工拠点となる用地を確保するための整備を行いました。

神島漁港は、台風や大型低気圧が来襲した場合には、防波堤の上から波が超え、港内へ入るなど港内静穏性が確保できず、鳥羽市本土に避難することをよぎなくされてきました。また、漁業利用する用地が不足しているなど、漁業活動に支障をきたしていました。

そのため、外郭施設の整備を行うことにより荒天時における港内の静穏性を高め、必要な係留施設や用地を確保するための整備を行いました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

漁業者の減少や高齢化、漁業生産の低迷、燃油の高騰など水産業を取り巻く状況が厳しい中、社会情勢の変化に対応し、より一層事業効果が発現できるよう、地域の漁業振

興を図る必要があります。

4 - 2 課題の解決方針

競争力を強化するために、これまで各漁港で担ってきた流通や水産加工などを拠点漁港に集約し、選択と集中による漁港の拠点化を図るよう努めていきます。また、水産業の担い手の確保・育成のために、市町、漁協や三重県漁業担い手対策協議会等と連携し、新規就業者の定着支援対策などの充実を進めることで、地域の漁業振興に努めていきます。

県土整備部の取り組み（事後評価）

砂防事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

砂防事業 505番 あんざたにがわ 庵座谷川

2 委員会意見

平成27年9月29日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、505番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 砂防事業の背景

砂防事業は、斜面が崩れ溪流に堆積した土砂が、大雨時に川の水とともに一気に流れ出す土石流から人家や公共施設等を保全することを目的とし、砂防設備を整備する事業です。

庵座谷川は三重郡菰野町千草地内の朝明川上流域に位置する土石流危険溪流であり、被害想定区域内には人家や県道等があります。当溪流は荒廃が著しく、降雨等により土石流が発生した場合に人家や公共施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤を整備しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

流域の施設利用者へのアンケート結果から、事業が完了したことで安心して利用できるようになったと感じる人が6割を超えることが判明しました。一方で、工事の効果がわかりにくいという意見もありました。また、危険溪流であることを把握している人が4割未満であることも判明しました。

4-2 課題の解決方針

今後の事業実施にあたっては、実施状況や事業効果についてさらに周知を図る工夫をしていくことや、地元住民だけでなく来訪者も危険箇所を把握し、避難を円滑に行えるように市町への支援に努めます。

港湾改修事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

港湾事業 506番 津松阪港（贛崎地区）

2 委員会意見

平成27年11月17日に開催された平成27年度第6回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、506番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 津松阪港（贛崎地区）港湾改修事業の背景

本港は三重県中南勢地域の物流および交通の拠点であり、平成17年の中部国際空港の開港に伴い、三重県中南勢地域と中部国際空港の間における旅客のアクセス機能の向上のため、高速旅客船の発着に必要な浮棧橋や、旅客ターミナルの建設に必要な用地造成や、臨港道路の整備を行いました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

事業完了後には、高速船が発着する主要な施設である浮棧橋の維持管理、航路・泊地の水深確保をおこなっていく必要があります。

4-2 課題の解決方針

浮棧橋等の県管理施設について、年2回の日常点検や5年に1回の定期点検により変状および劣化の有無・程度を確認し、必要に応じて修繕をおこないます。航路、泊地については、簡易な深淺調査や船舶運航者からの情報提供に基づき、航行に支障を及ぼす箇所について部分的に対策を進めていきます。

海岸事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

海岸事業 507番 ^{きのもところ}木本港海岸 高潮対策事業
508番 ^{みはま}御浜地区海岸 高潮対策事業

2 委員会意見

平成27年11月17日に開催された平成27年度第6回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、507番、508番については「事業効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

3 海岸事業の背景

三重県の海岸事業は、高潮や波浪などによる災害、又は波浪による侵食を防除し、堤防背後の生命財産を守るとともに国土を保全することを目的として事業を進めています。

木本港海岸及び御浜地区海岸は、熊野市から紀宝町にわたる七里御浜海岸に位置し、背後地は人家が密集し、国道42号、JR紀勢本線等の重要な公共施設があります。

当海岸は熊野灘に面し、外洋からの高波浪が直接、来襲するため、年々汀線が後退し、高潮に対する危険性が增大していたことから、海岸侵食を防止し、高潮や波浪による浸水を未然に防ぐため、潜堤や人工リーフの整備を行いました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

高潮・侵食事業を実施したことにより砂浜の回復が確認でき、高潮や波浪による背後地への被害は発生していません。また、防護区域の住民の方々を対象に事業効果についてアンケート調査を実施したところ、両事業に対して約7割の方が満足していただけたことが判りました。

4-2 課題の解決方針

今後の高潮・侵食事業の実施にあたっては、地域の安全・安心の向上のため、これまでの取組みを一層進めてまいります。

街路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

街路事業 509番 あいかわこへきばし 相川小戸木橋線

2 委員会意見

平成27年11月17日に開催された第6回三重県事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

また、「交通渋滞等あらたに発生した課題について、地域住民や関係機関等と密接に連携して協議し解決に努められたい。今後、同様の街路事業については、定性的な効果についても検証を行い事業効果について分かりやすい説明に努められたい。」との意見をいただきました。

3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

都市計画道路相川小戸木橋線は旧久居市街地を南北に縦断する街路であり、久居駅から国道165号までのアクセス機能の強化、無電柱化による安全で快適な通行空間の確保・都市景観の向上・都市防災機能の向上を図ることを目的として整備を行い、平成22年度に完了しています。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

整備後新たに発生した交通渋滞等について、行政、地域住民等が一体となり解決に向け取り組んでいく必要があります。

また、今後、事後評価に当たっては、定性的な効果についても調査・分析のうえ検証を行う必要があります。

4-2 課題解決の方針

国道165号との交差点においては、公安委員会により自動制御の感知式信号機を設置し渋滞緩和を図っていますが、平成27年12月16日に当該交差点における交通調査を行ったところ、当該事業箇所側で朝、夕方に直進・左折車線で渋滞が発生すること

を確認しました。

この結果を受け、公安委員会と協議を行ったところ、主道路である国道165号の交通渋滞の解消を優先しつつ、当該事業箇所側の信号の青時間を調整してもらうことになりました。

今後も交通の流れを継続的に確認し、より柔軟に交通状況の変化に対応できるよう信号現示の設定を公安委員会と調整していきます。

また、歩行者には、近接する国道165号を横断する地下道を利用していただくよう働きかけを行います。

さらに、地域交通の円滑化を図るため、本路線周辺の道路整備を引き続き着実に進め、道路ネットワークの強化に努めます。

本事業における効果については、改めて整備前後の航空写真の比較等を行い沿道周辺の住宅や店舗等の立地が促進されている状況を確認しました。今後、同様の街路事業における定性的な効果についても、地域へのヒアリング等を実施し、出された意見について調査・分析を行い、その結果を用いた分かりやすい説明に努めます。